

船員保険職務上年金と労災長期給付の財政方式の違いについて

1. 船員保険職務上年金の財政方式

- 一定の前提のもとで年金給付費、被保険者数、被保険者の報酬等の将来推計を行い、将来にわたり積立金が枯渇しない程度の保険料率を設定し財政運営を行う方式であり、ある程度の積立金を保有し、現役被保険者の保険料と積立金からの運用収入等で受給者の年金給付を賄う、賦課方式的要素と積立方式的要素を併せ持った財政方式である。

2. 労災長期給付の財政方式

次ページ参照

3. 財政方式の違いにより生じる積立不足について

- 上記のとおり、船保の財政方式は、ある程度の積立金を保有し、積立金が枯渇しない保険料率を設定し財政運営を行う方式である。
- 一方、労災の財政方式は、当該年度の新規受給者の将来にわたる給付を当該年度の事業者に負担させるため、将来の給付金（その時点における受給者の総給付現価）を積立金として保有しなければならない。
- したがって、船保の財政方式を労災の財政方式に移行する場合には、移行時点における年金受給者の将来にわたる給付に相当する額を積立金として保有している必要があることから、現在、保有している積立金と保有していなければならない積立金の額との差が積立不足となる。

労災保険における積立金の必要性について

- 1 年金等の長期給付は、事故発生以降長い場合は20年なり30年以上にわたって給付することとなる。各年度の給付に必要な額をその年度に徴収する方法も考えられるが、これでは過去に起きた労災事故についての給付費用を、事故にまったく責任のない後世代の事業主に負担を求めることになる。これでは、災防努力をして労働災害を減らしたとしても、保険料が減少することがなく、世代間での負担の不公平が生じることとなる。
- 2 そのため、労災事故を起こした責任は労災事故を発生させた事業主が負うべきであるという観点から、将来にわたって年金を給付するのに必要な費用は、事故を起こした時点の事業主集団から全額徴収する方式（充足賦課方式）を採っている。この方式では、収入のうち当該年度の給付に要した分以外は、積立金として保有することとなる。
従って、決算上の収支は、使用用途のない余剰金ではなく、将来の年金給付の原資となるものである。

充足賦課方式
(平成元年度以降の新規年金裁定者に係る財政方式)

